

# 南島原市

## デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進基本方針

令和4年（2022年）7月

南島原市

## 目次

第1章 南島原市 DX 推進基本方針の策定にあたって.....	1
1 策定の背景と目的.....	1
(1) Society5.0 の実現.....	1
(2) スマート自治体への転換.....	2
(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大.....	4
2 社会や国の動向.....	5
(1) 社会生活におけるデジタル化の動向.....	5
(2) 国のデジタル化に関する動向.....	6
(3) 長崎県の動向.....	13
第2章 南島原市 DX 推進基本方針の概要.....	14
1 本方針の位置づけ.....	14
(1) 法令等との関係.....	14
(2) 本市の他の計画等との関係.....	14
(3) SDGs との関係.....	14
(4) 「ゼロカーボンシティ」との関係.....	15
2 本方針の対象期間.....	16
第3章 南島原市のデジタル化の取組.....	17
1 本市のこれまでのデジタル化に関する取組.....	17
(1) 第Ⅱ期南島原市総合計画・前期基本計画に基づく取組.....	17
(2) 第4次南島原市行政改革大綱に基づく取組.....	18
(3) その他の取組.....	19
第4章 南島原市 DX が目指す姿と基本的な考え方.....	20
1 DX 推進における今後の方向性.....	20
2 なぜ今、南島原市に DX が必要なのか.....	22
3 目指す姿.....	23
4 施策の柱.....	23
(施策の柱1) 社会（暮らし）のデジタル化の推進.....	24
(施策の柱2) 行政内部のデジタル化の推進.....	24
(施策の柱3) 情報セキュリティの確保.....	24
5 着眼点.....	25
用語解説.....	27
五十音順.....	27
アルファベット順.....	31

## 第1章 南島原市 DX 推進基本方針の策定にあたって

### 1 策定の背景と目的

#### (1) Society5.0 の実現

ICT（情報通信技術）の目覚ましい発展は、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしてきました。特にパソコンやスマートフォンの普及は、各個人のコミュニケーションツールとしての枠を超え、多様で大容量の情報の取得や発信を可能にし、私たちの日常生活に欠かせないツールとなっています。生活のあらゆる場面でこのようなデジタル技術を活用することが当たり前とされる社会においては、行政のあり方もデジタル技術を前提としたものに移行する必要があると考えられます。

また、こういったデジタル技術の進歩により、近い将来すべての人・モノ・サービスが繋がり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、経済発展と社会課題の解決を両立する、「Society5.0」で実現する未来社会が到来するとされています。

#### ■ Society5.0 で実現する社会

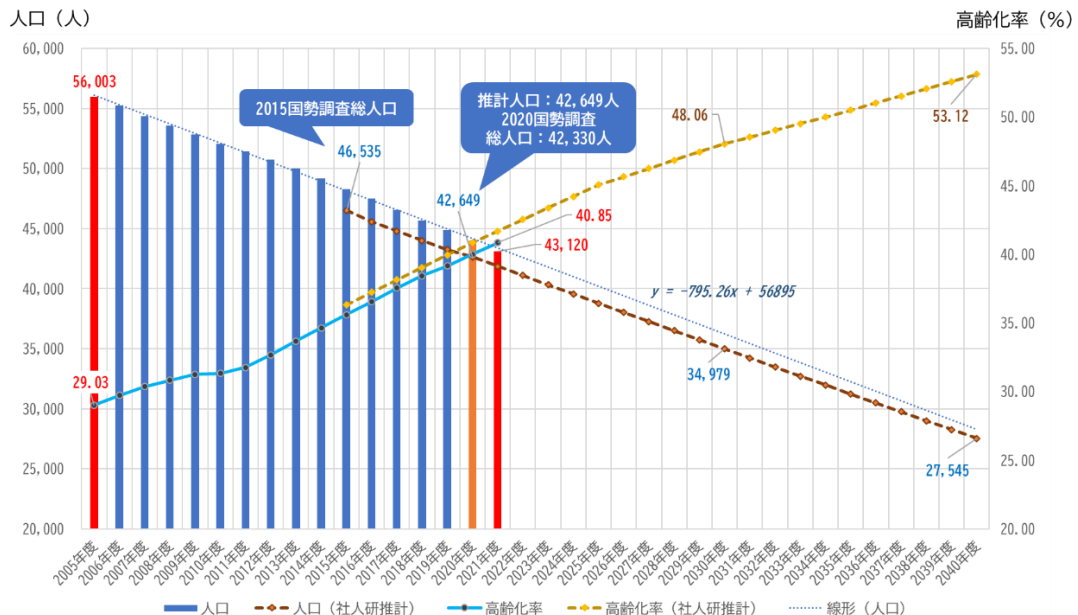


出典：内閣府 HP「Society5.0 で実現する社会」

(2) スマート自治体への転換

平成30年7月に総務省が公表した「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告」において、人口減少と高齢化による社会的な環境変化が指摘されるとともに、自治体においては労働力の厳しい供給制約を鑑み「従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組み」と「スマート自治体への転換」の必要性が述べられています。本市においても、少子高齢化や人口減少社会が進展し、労働生産力の減少、経済規模の縮小、社会保障費の増大等といった社会的課題が顕著になってきました。今後、この流れはますます加速し、課題の深刻化が懸念されています。

■南島原市の人口・高齢化率の推移(推計)



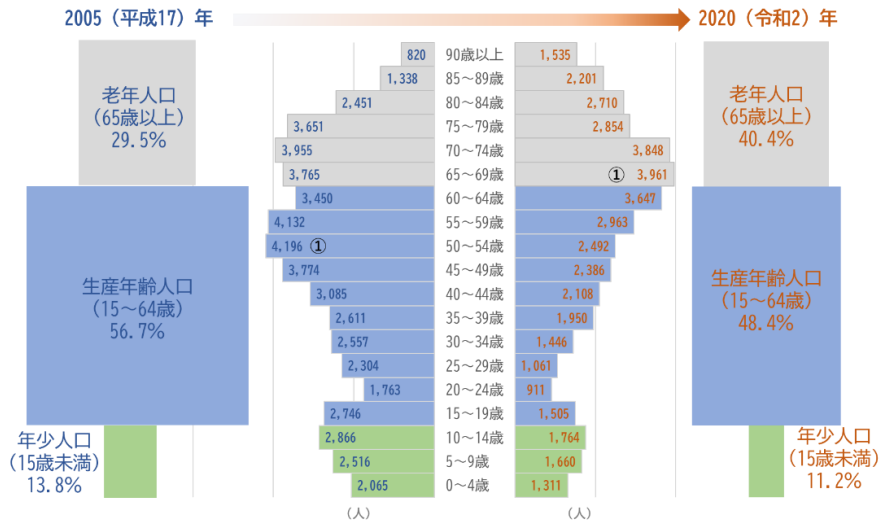
人口:住民基本台帳(各年度末の人口) 平成17(2005)年度~令和3(2021)年度  
 人口(社人研推計):平成27(2015)年の国勢調査人口をもとにした推計値(出典:国立社会保障・人口問題  
 研修所 HP) ※国勢調査人口及び人口推計値は、各年10月1日現在の数値  
 高齢化率:住民基本台帳(各年度末の高齢化率) 平成17(2005)年度~令和3(2021)年度  
 高齢化率(社人研推計):平成27(2015)年の国勢調査人口をもとにした推計値(出典:国立社会保障・人口  
 問題研修所 HP) ※国勢調査人口及び人口推計値は、各年10月1日現在の数値

合併当初、平成17(2005)年度末の住民基本台帳人口は56,003人、令和3(2021)年度末の住民基本台帳人口は、43,120人(▲23.0%)となっています。

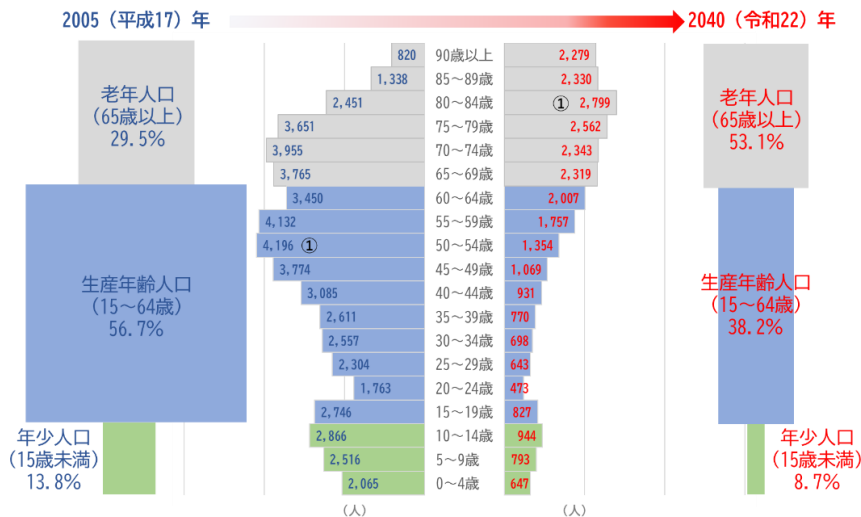
平成27(2015)年の国勢調査人口をもとに推計された令和2(2020)年の人口は、42,649人となっていますが、2020(令和2)年度に実施の国勢調査結果による人口は、42,330人となっており、推計値を319人下回った結果となっています。

平成 17(2005)年の国勢調査人口は、54,045 人で、前述の推計によると、2030 年の本市の人口は 34,979 人と 35,000 人を下回り、平成 17(2005)年と比較すると、19,066 人(▲35.3%)の減となっています。更に、2040 年の推計値は 27,545 人となっており、平成 17(2005)年と比較すると、26,500 人(▲49.0%)の減と推計され、本市の人口は、合併時から 35 年で半減する推計結果となっています。

■南島原市の5歳階層別人口の推移 2005 年→2020 年



■南島原市の5歳階層別人口の推移 2005 年→2040 年(推計値)



平成27(2015)年、令和 2(2020)年:国勢調査人口

令和22(2040)年:平成27(2015)年の国勢調査人口をもとにした推計値(出典:国立社会保障・人口問題研究所 HP) ※国勢調査人口及び人口推計値は、各年 10 月 1 日現在の数値

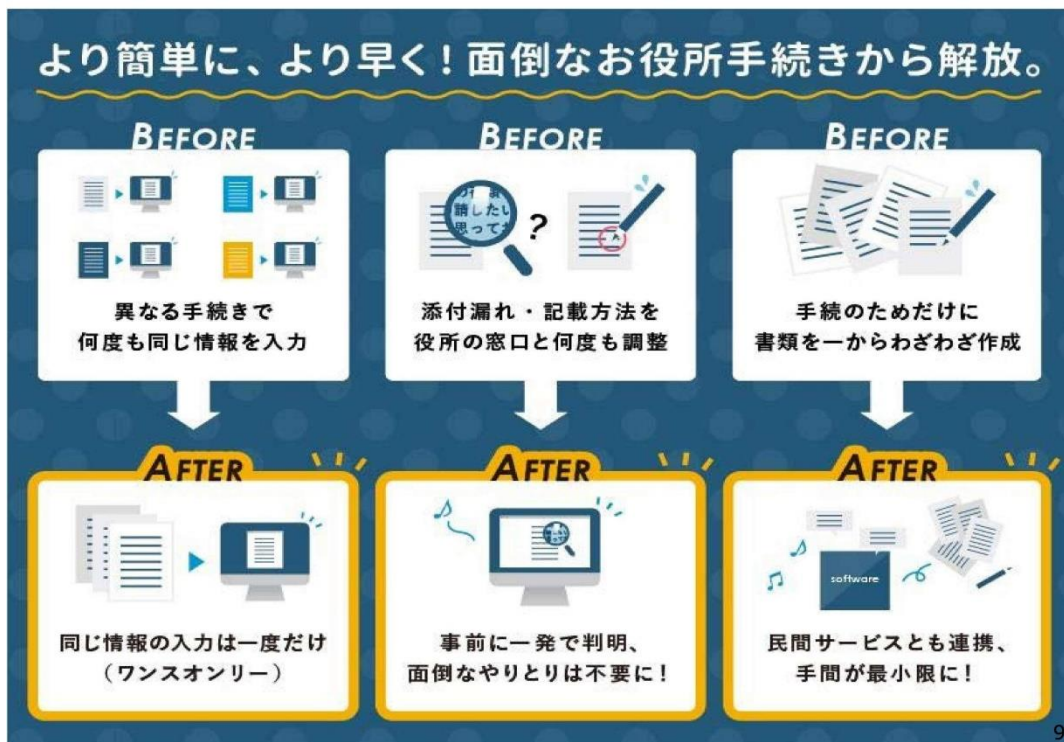


## (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本経済に対して甚大な影響を与えたとともに、感染リスクを抑えるため、可能な限り人と人との接触を避ける行動変容（いわゆる三密の回避）が要求されました。その結果として、テレワーク、リモート授業、オンライン会議、キャッシュレス決済など社会経済活動の中でデジタル技術を使った「新しい日常」の構築が不可欠となっています。しかし、行政のデジタル化は社会全体から大きく遅れており、行政における様々な課題が露呈したことを受け、行政のあり方を根本から見直す契機となっています。

こういったことから、地域や住民の生活の質を高める行政サービスへの転換、「新しい生活様式」への対応、そして新たな価値創造（市民と地域と行政が共にデジタルで創る地域のための事業とその付加価値）による地域振興を図ることが必要です。

## ■ デジタル技術による行政手続きの簡略化（例）



出典：経済産業省「行政デジタル化に関する政府全体の動向と経産省の取組」

こうした背景を踏まえ、デジタル技術を活用して社会変革を進めるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の考え方にに基づき、南島原市におけるデジタル社会の実現に向けた基本的な考え方を示すための基本方針を策定することとしました。

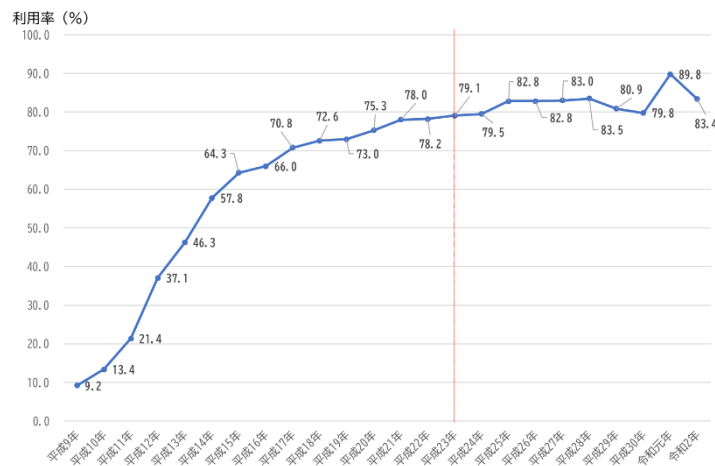
## 2 社会や国の動向

### (1) 社会生活におけるデジタル化の動向

インターネット利用率は、平成 23 (2011) 年頃から 80%前後で推移しています。また、令和 2 (2020) 年における個人の年齢階層別インターネット利用率は、13 歳から 59 歳までの各階層で 90%を超えていますが、70 歳以上では 60%を下回っており、今後、デジタル化を推進する際には、高齢者への支援も重要となります。

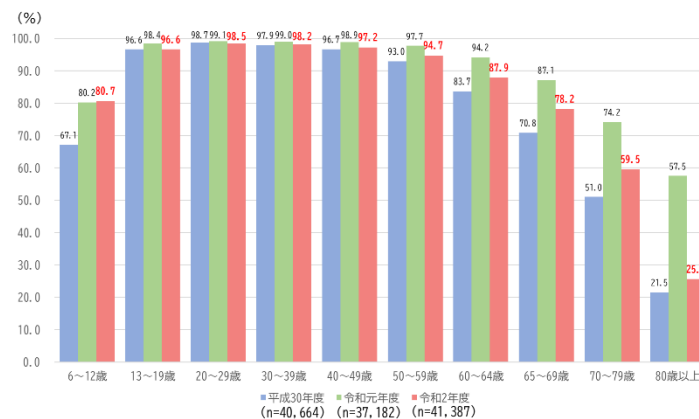
また、情報通信機器の世帯保有率をみると、近年スマートフォンの保有率が増加していることから、今後のデジタルサービスを提供する際には、いつでもどこでも利用できるスマートフォンの対応が不可欠です。

#### ■インターネット利用率の推移



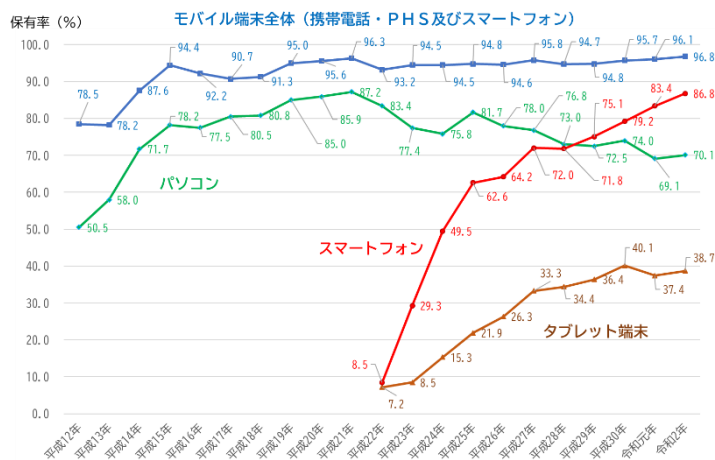
出典：総務省「令和 2 年通信利用動向調査報告書（世帯編）」

#### ■個人のインターネット利用者の割合の推移（年齢階層別）



出典：総務省「令和 2 年通信利用動向調査報告書（世帯編）」

## ■主な情報通信機器の保有状況の推移



出典：総務省「令和2年通信利用動向調査報告書(世帯編)」

## (2) 国のデジタル化に関する動向

国は高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量のデータを活用することにより、少子高齢化等の国が直面する様々な課題へ対応することを目指し、「官民データ利活用社会」(公共データや民間データ等の利活用を進め、全ての国民がデータ利活用の便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会)の構築に向けた法の整備や計画の策定を行ってきました。

また、行政分野においては、「デジタル・ガバメント実行計画」において、デジタルファースト(個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結)などの行政サービスの100%デジタル化や情報システムのクラウド化(クラウド・バイ・デフォルト)等の方針を打ち出し、推進してきました。

そのような中で、令和2(2020)年頃からの新型コロナウイルス感染症への対応において、マイナンバーシステムをはじめ、行政の情報システムが、国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国や地方公共団体において導入している情報システムや業務プロセスがそれぞれ異なるため、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできなかったことなど、様々な課題が明らかになりました。

こうしたことから、国は、行政のみならず、国民による社会経済活動全般のデジタル化を推進するために、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、デジタル社会の目指すビジョンを示すとともに、強力な総合調整機能を有するデジタル庁の創設や、国と地方が連携し情報システムの共同化・集約を推進するなど、これまで以上にデジタル化に向けた取組を強化しています。



### (ア)「官民データ活用推進基本法」の施行(平成28(2016)年12月)

「データ大流通時代」の到来を背景として、高度情報ネットワークを通じて流通する多様かつ大量のデータを活用することにより、少子高齢化等の国が直面する様々な課題へ対応することが期待される中で、平成28年(2016)年12月に、「官民データ活用推進基本法」が施行されました。

これは、官民データ活用の推進に関する施策を、総合的かつ効果的に推進することにより、安全・安心な社会や快適な生活環境の実現に寄与することを目的とするものであり、国に「官民データ活用推進基本計画」、都道府県に「都道府県官民データ活用推進計画」の策定が義務付けされる一方、市町村(特別区含む)に対しては、「市町村官民データ活用推進計画」の策定が努力義務とされています。

### (イ)「デジタル・ガバメント実行計画」の策定(平成30(2018)年1月)

国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」のビジョンや官民データ基本法等のもと、国民や事業者が行政サービスの生み出す価値を享受できるよう、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント」の実行を目指し、その方向性を具体化するため、平成30(2018)年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」を策定しました。

なお、各自治体は、この計画に示されている「地方公共団体におけるデジタル・ガバメント」の推進を踏まえ、デジタル化を進めることとなります。

その主な内容は次のとおりです。

#### ■ 行政サービスの100%デジタル化

- A. デジタルファースト：個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結する
- B. ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- C. コネクテッド・ワンストップ：  
民間サービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する

#### ■ 行政保有データの100%オープン化

- ・オープンデータの推進

#### ■ システム基盤の整備

- ・行政情報システムのクラウド化(クラウド・バイ・デフォルト)

(ウ)「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(「デジタル手続法」)の施行(令和元(2019)年12月)

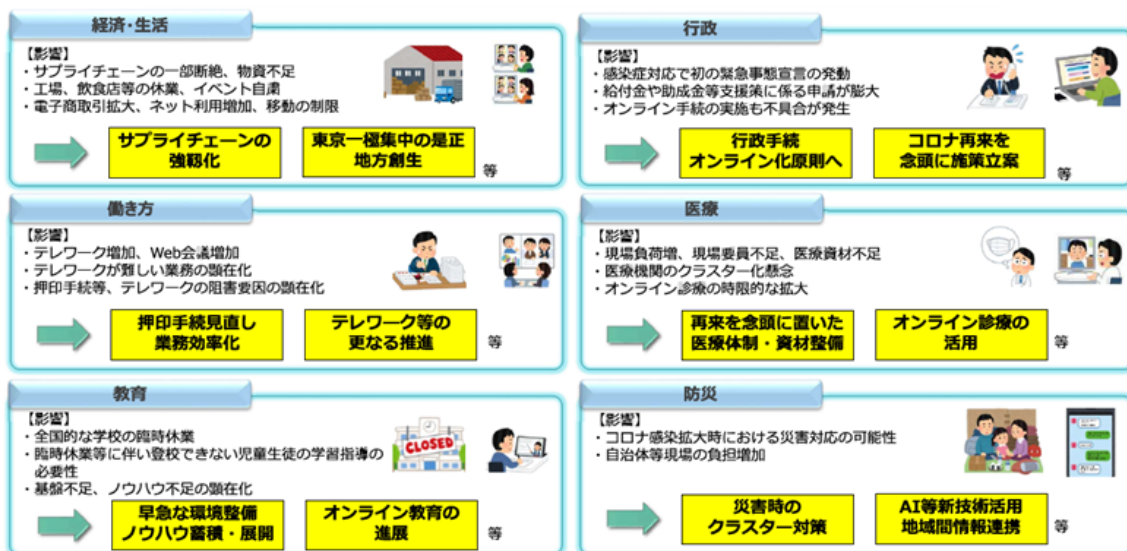
「デジタル・ガバメント実行計画」に記した「行政サービスの100%デジタル化」を法制化するため、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(「デジタル手続法」)が令和元(2019)年12月に施行されました。

(エ)「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の改定(令和2年(2020)年7月)

新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するため、ITやデータを総動員して、社会的距離を確保しながら、仕事や暮らしを継続可能としないといけないなど、社会・価値観の変容がもたらされたことを受け、国は令和2(2020)年7月に官民データ基本法に基づく「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の改定を閣議決定しました。

これは、感染拡大を阻止するため、対面でのやりとりを明示的あるいは暗黙のうちに前提としていた、仕事や学び、日常生活や行政手続及び経済活動のオンラインを加速させるなど、デジタルによる強靱化を目指しています。

■新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容



出典:「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」概要版

(オ)「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の策定(令和2(2020)年12月)

さらに国は、デジタル化の遅れに対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく  
 不断の行政サービスの質の向上を行い、デジタル社会の将来像等について政府としての方  
 針を示すため、令和2(2020)年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」  
 を閣議決定しました。

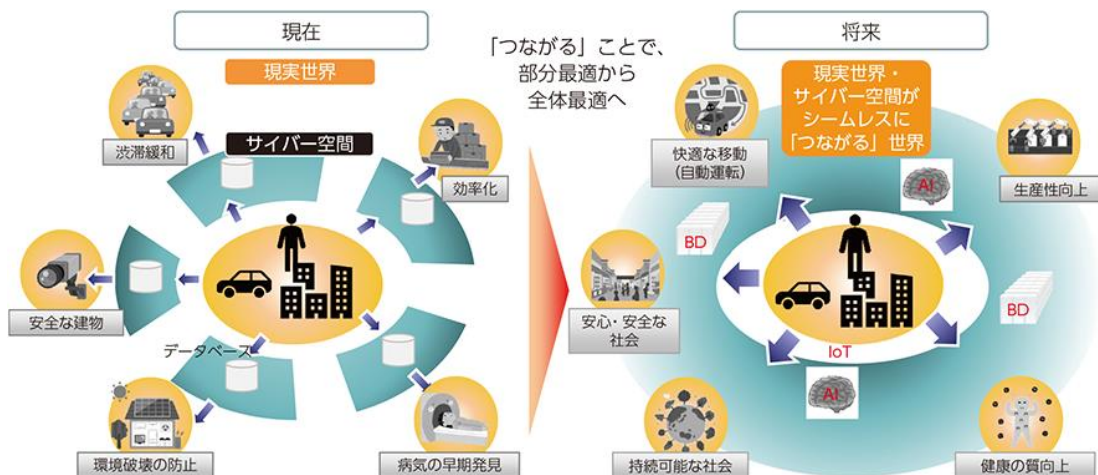
- A. デジタル社会形成に関する司令塔としてデジタル庁を設置する
- B. 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約を推進する
- C. デジタル庁が総務省と連携して、地方共通のデジタル基盤を構築する

(カ)「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の策定(令和2(2020)年12月)

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に掲げるビジョンを実現するためには、  
 住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であることから、  
 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重要な  
 に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国(総務省及び関係省庁)による支援策等  
 を取りまとめ、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため  
 に、国は「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定しました。

計画期間:令和3年1月~令和8年3月

■デジタル・トランスフォーメーションの進展



出典:総務省「平成30年度版情報通信白書」

自治体 DX (デジタル・トランスフォーメーション) に求められていること (自治体の役割)

1. 行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる。
2. デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていく。

#### ■重点取組事項

重点取組事項	内容
① 自治体の情報システムの標準化・共通化	目標時期を 2025 年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系 17 業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行
② マイナンバーカードの普及促進	2022 年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を推進するとともに交付体制を充実
③ 自治体の行政手続きのオンライン化	2022 年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続き (31 手続) について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に (※子育て (15 手続)、介護 (11 手続)、被災者支援 (罹災証明書)、自動車保有 (4 手続) の計 31 手続)
④ 自治体の AI・RPA の利用推進	①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA 導入ガイドブックを参考に、AI や RPA を導入・活用を推進
⑤ テレワークの推進	テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進 ①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大
⑥ セキュリティ対策の徹底	改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底

出典:総務省「自治体 DX 推進計画概要」

#### ■自治体 DX の取組みとあわせて取り組むべき事項

取組事項	内容
地域社会のデジタル化	デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進
デジタルデバйд対策	「デジタル活用支援員」の周知・連携、NPO や地域興し協力隊等地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援

出典:総務省「自治体 DX 推進計画概要」

■自治体における DX 推進体制の構築

取組事項	内容
組織体制の整備	首長、CIO、CIO 補佐官等を含めた全庁的なマネジメント体制の構築
デジタル人材の確保・育成	全庁的な DX 推進体制構築にあたり、外部人材の活用・職員の育成を推進
計画的な取組み	重点取組事項に係る目標時期や国の動向（標準仕様策定等）を踏まえ、工程表の策定等による計画的な取組み

出典：総務省「自治体 DX 推進計画概要」

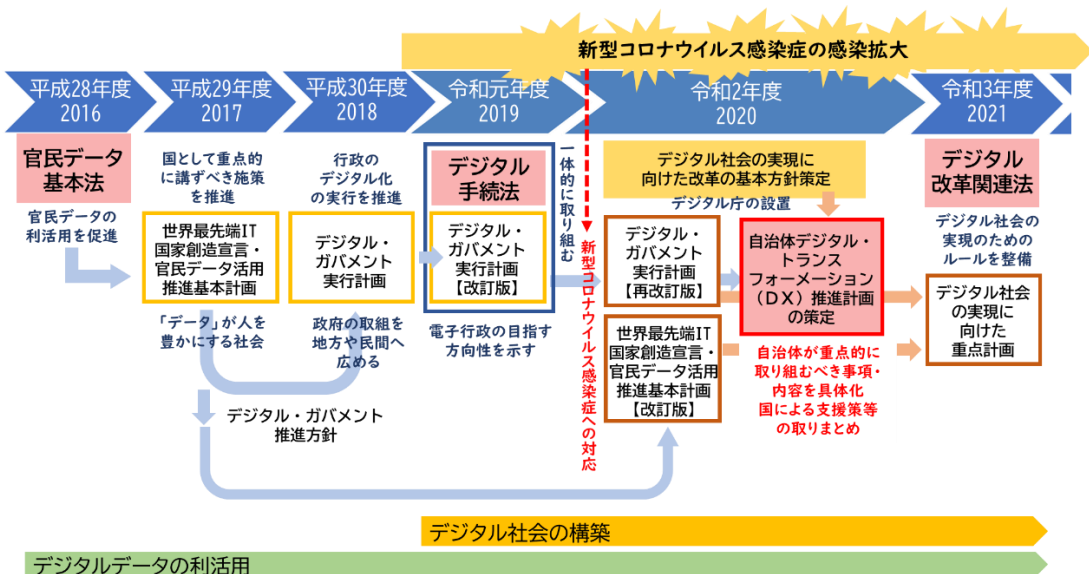
総務省は令和 3（2021）年 7 月に、DX を推進するに当たって想定される一連の手順を示す、「自治体 DX 推進手順書」を作成しました。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは

DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることです。

データやデジタル技術を活用して、紙などのアナログ情報のデジタル化や業務プロセスの見直し等に取り組み、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、これまで実現できなかった新たな価値やサービスが創出される社会全体の変革を意味しています。

■国のデジタル化の主な取組





### (キ)「デジタル改革関連法」の成立(令和3(2021)年5月)

令和3(2021)年5月には、「デジタル改革関連法」が国会で成立しました。

これは、デジタル社会の実現に向けた基本理念や施策策定の基本方針、国と自治体との責務などを定める「デジタル社会形成基本法」や、「デジタル庁設置法」、自治体の個人情報保護のルールを統一することなどを定める「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」、自治体の基幹系情報システムの標準化・共通化を定める「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」など6つの法律を含むものです。

デジタル改革関連法が成立した背景には、インターネットなどを通じて流通するデータが多様化・大容量化し、IT 基本法が重点を置いていた高度情報通信ネットワークの整備に加え、データを最大限に活用していくことが社会や経済の発展に不可欠なことがあります。デジタル社会の実現のためには、官民データ利活用のルールを整備し、社会全体でデジタル化を進めていくことが重要になります。

### (ク)「SDGs アクションプラン 2021」の決定(令和2(2020)年12月)

国は、「①感染症対策となる次なる危機への備え」、「②よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略」、「③SDGs を原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出」、「④一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速」という4つの柱を掲げた「SDGs アクションプラン 2021」を決定しました。この中で、「Society5.0 の実現を目指してきた従来の取組を更に進めるとともに、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制を整備し、「新たな日常」の定着・加速に取り組む。」としました。

### (ケ)「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定(令和2(2020)年12月)

国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、社会・経済全体でエネルギーの効率的利用を達成するために、デジタル化を支えるデータセンター、情報通信インフラなどの国内整備、都市部だけではなく地域のデジタル活用・省CO<sub>2</sub>化などに取り組むとともに、あらゆる産業分野においてデジタル化、DXを後押しすることが必要であることから、今後の取組として、DX推進、グリーンなデータセンターの国内立地推進、次世代情報通信インフラ整備を進めることで、日本が世界一グリーン・デジタル大国となることを目指すこととしています。



### (3) 長崎県の動向

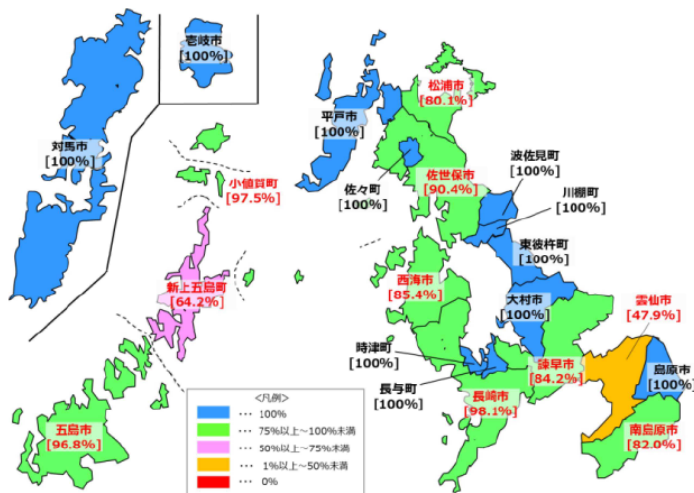
県は、令和3(2021)年3月に「ながさき Society5.0 推進プラン」を策定し、2040年問題をはじめ、中長期的な視点から、本県が直面する地域課題をしっかりと認識し、あらゆる分野において、積極的かつ能動的に ICT の利活用による課題解決、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進を実行し、県民の豊かで質の高い生活及び産業振興、地域活性化が図られる、Society5.0の実現を目指すこととしています。

推進期間：令和3年度～令和7年度

#### ■長崎県におけるデジタル化の課題(ながさき Society5.0 推進プラン抜粋)

##### ② 課題

- ◆ 本県における、平成31年3月末現在の光ファイバ利用可能世帯率は91.8%であり、全国の98.8%と比して著しく低くなっています。
- ◆ 本県では、離島・半島、中山間地域が多く、採算性の問題から民間事業者による光ファイバなどの通信基盤整備が進みにくい状況にあります。
- ◆ 離島地区において、公設にて整備を行った光ファイバなどの情報通信基盤の維持管理及び機器等の更新に要する費用が地元自治体の負担となっています。
- ◆ 生産年齢人口の大幅な減少が見込まれる中、本県の経済・産業の発展を図っていくためには、ICTの活用などによる生産性の向上が必要となります。
- ◆ ウィズコロナ、ポストコロナにおける社会の急速なデジタル化及び人の考え方・働き方の大きな変化への的確な対応が求められています。
- ◆ 県民や県内の様々な分野の民間事業者の方々、自治体職員において、地域課題の解決に向けたICT利活用の意識醸成が必要となります。



(光ファイバ利用可能世帯率 (R2.3月末時点 総務省調査))

出典：長崎県「ながさき Society5.0 推進プラン」

## 第2章 南島原市 DX 推進基本方針の概要

### 1 本方針の位置づけ

#### (1) 法令等との関係

本方針は、国の「自治体 DX 推進計画」と整合をとりながら、本市の DX を一層推進するための基本的な考え方や方向性を示すものです。

また、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画として位置づけるものとします。

##### 【抜粋】官民データ活用推進基本法第9条第3項

市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（次項において「市町村官民データ活用推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### (2) 本市の他の計画等との関係

本方針は、行政のデジタル化、ICT の活用やデータ活用などの推進に関する本市の基本方針を整備し具体的に示すことで、DX による課題解決に向けた取組を一層推進していくことを目指しており、「第Ⅱ期南島原市総合計画・前期基本計画」（平成30年度～令和4年度）及び「第Ⅱ期南島原市総合計画・後期基本計画」（令和5年度～令和9年度）、並びに「第4次南島原市行政改革大綱」と整合を図りながら推進していきます。

#### (3) SDGs との関係

SDGs とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際目標で、持続可能な世界を実現するため、17ゴール・169ターゲットから構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組む目標となっています。

本市においては、「第Ⅱ期南島原市総合計画・後期基本計画策定方針」において、計画策

定の方向性を SDGs の理念を踏まえた内容とすることを掲げ、総合計画と SDGs の関連性を明確にし、総合計画を推進することで SDGs の目標達成に寄与していくこととしています。

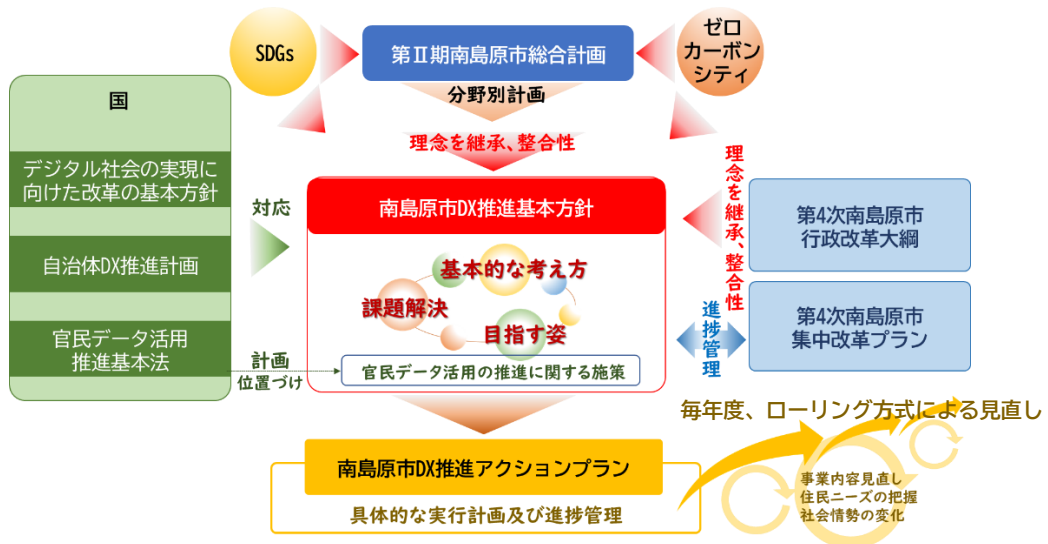
本方針においても、総合計画との整合を図りつつ、SDGs の掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、デジタル社会の構築に向けた取組を推進します。

#### (4)「ゼロカーボンシティ」との関係

本市は、令和 3 年 12 月に 2050 年脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことの決意として「南島原市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

DX の推進が二酸化炭素排出の削減に寄与すると考えられることから、「南島原市ゼロカーボンシティの基本的な考え方」等に基づき本市の DX を推進していきます。

#### ■南島原市 DX 基本方針の位置づけ(イメージ図)



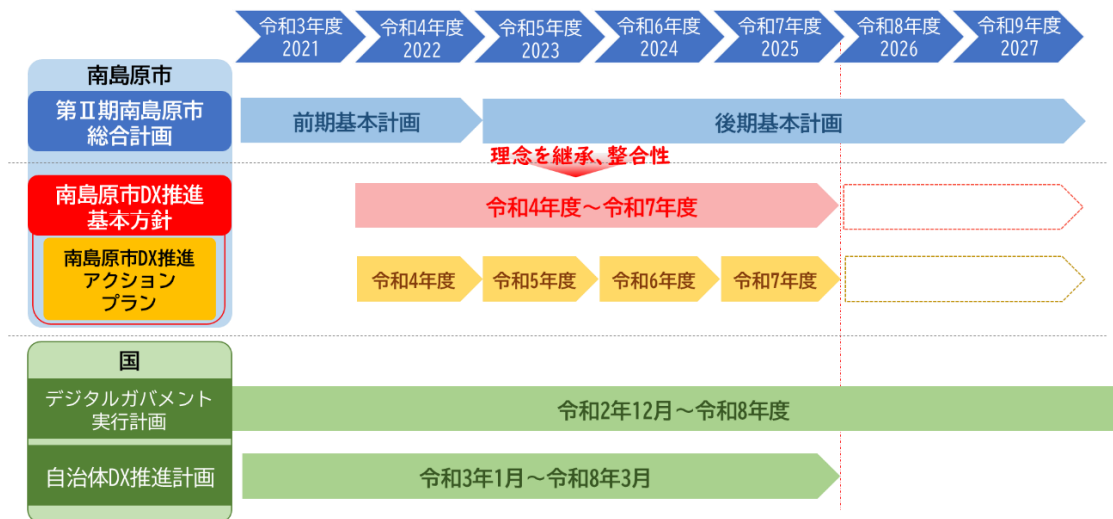
## 2 本方針の対象期間

令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間とします。この対象期間は、総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(令和3(2021)年1月～令和7(2025)年度)の計画期間を考慮した4年間とします。また、令和4年度に見直しの「第Ⅱ期南島原市総合計画・後期基本計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)」の内容を踏まえ、必要に応じて、本方針の見直しを行い、整合性を図ることとします。

なお、具体的な実行計画及び進捗管理を行うアクションプランについては、必要な調査や関係部局との調整を行った後、取りまとめることとします。

取りまとめたアクションプランは、毎年ローリング方式により見直しを行い、社会情勢や住民ニーズの変化等に合わせ修正することとします。

### ■南島原市DX基本方針の期間



## 第3章 南島原市のデジタル化の取組

### 1 本市のこれまでのデジタル化に関する取組

本市は、社会環境、情報通信技術等の変化に的確に対応し、情報通信技術を有効に活用した市民サービス向上及び業務効率化に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、情報化（情報基盤整備）に関する計画等を策定し、推進してきました。その主な取組は以下のとおりです。

#### (1) 第Ⅱ期南島原市総合計画・前期基本計画に基づく取組

平成 30（2018）年 3 月に策定した「第Ⅱ期南島原市総合計画・前期基本計画」において、基本柱「基盤整備」・政策「情報基盤の整備」を掲げ、以下の取組を進めてきました。

##### ■ 第Ⅱ期南島原市総合計画・前期基本計画（上記政策に係るデジタル化事業抜粋）

【市の取組】	
①情報基盤の整備	地域間の情報格差の解消を図るとともに、事業者をはじめ関係機関と協議を進めながら、情報通信技術の発展に適切に対応できる環境整備を推進します。
②情報発信の充実	災害時など緊急情報等の迅速かつ的確な情報を市民へ伝達するとともに、広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM等、目的に応じた広報媒体を効果的に活用し、市政への関心を高めます。また、市公文書の電子化による体系的な整理・保管を行い、情報の迅速な公開を実現し、行政の透明性を高めます。そのほか、県外・全国に本市の魅力を発信するため、メディア・雑誌等を活用したシティプロモーション事業に取り組み、本市の認知度向上に努めるとともに積極的な本市の情報発信に向けてテレビ・新聞等へのパブリシティを行います。

##### ■ 令和 3 年度政策評価調査（主なデジタル化事業抜粋）

所管課	個別事業名	事業概要
総務秘書課	LINE 情報発信推進事業	市民のもっとも身近な情報ツールである LINE を活用して、いつでも安易に情報へアクセスできる情報推進を行う。(R03 運用開始)
防災課	光エリア拡大補助金	光ファイバーによる高速通信エリア未整備地域である南有馬町及び北有馬町において、その地域に居住する市民及び来訪者への高速通信環境を提供するため、総務省の高度無線環境整備推進事業補助金を活用して、光ファイバーエリア整備を実施する。(R03 完了)
防災課	庁舎間TV会議システム構築事業	庁舎間 TV 会議システムを整備することで、複数の庁舎の管理職等を集めた会議における 3 密回避、及び本庁窓口における混雑回避のための支所窓口強化を図る。(R03 設備整備完了)

## (2) 第4次南島原市行政改革大綱に基づく取組

令和3(2021)年3月に策定した「第4次南島原市行政改革大綱」において、行政改革の基本項目として「スマート自治体の推進」を掲げ、以下の取組を推進することとしています。

## ■第4次南島原市行政改革大綱(「スマート自治体の推進」抜粋)

## 《基本項目3・スマート自治体の推進》

## ■行政のデジタル化

国の進めるスマート自治体では、人口減少が深刻化しても自治体が持続可能な形で行政サービスを提供することで住民福祉の水準を維持するとともに、職員を事務作業から解放することで、職員が企画立案や地域社会支援、住民への直接的なサービス提供といった、より価値のある業務へ注力することが目指すべき姿とされています。

本市においても、人口減少社会へ対応するために国が推進する「スマート自治体」の取組を進める必要があることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも行政手続きの「紙」から「電子」への転換を進め、市民等が市役所窓口に来る負担軽減を図ります。また、マイナンバーカードの本市における交付率は、全国の交付率を大きく下回っていることから、マイナンバーカードについて分かり易く周知するとともに、高齢者に対する推進方法を検討し、取得推進に努めます。

## 【主な取組】

- ・マイナンバーカードの取得推進
- ・各種申請のオンライン化の推進
- ・工事における電子入札の拡大

## ■行政事務の効率化

少子高齢化とそれに伴う人口減少による地域社会の衰退や、歳入減少に伴う行政サービスの質の低下を防ぎつつ、多様化する行政ニーズに対応することが求められています。

このため、職員が、企画立案や地域社会支援、住民への直接的なサービス提供といった職員でなければできない業務に注力できるよう、ICTを用いて行政事務の効率化に努めます。

また、国の進める「書面、押印、対面」を原則とした制度等の転換についても、国の動向を注視しながら、見直しを進めます。

## 【主な取組】

- ・押印申請の見直し
- ・AI, RPA等の利活用
- ・電子決裁の推進
- ・庁内における会議の効率化
- ・職員の出勤管理のシステム化による業務の効率化



### (3) その他の取組

#### (ア) その他主な取組

所管課	取組内容
防災課	オンライン研修、Web 会議等への対応 防災室の整備、災害用ドローンの整備、防災情報提供タブレットの整備、 安否確認システムの導入
商工振興課	電子地域通貨事業（MINA コイン関連）の推進
観光振興課	南島原情報局スマホアプリ導入
税務課	収納のスマートフォン決済
こども未来課	マイナポータル電子申請受付
農林課	スマート農業の推進
学校教育課	GIGA スクール構想の推進

## 第4章 南島原市 DX が目指す姿と基本的な考え方

### I DX 推進における今後の方向性

これまで第Ⅱ期南島原市総合計画などにより、市民サービスの向上や業務改革に資するための様々な取組を推進してきましたが、デジタル技術の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の拡大による社会変容に対応するためには、これまでの考え方や仕組みを大きく変えて、次の方向性に基づいた DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が求められています。

#### 方向性1：利用者ニーズを踏まえたデジタル化の徹底

行政サービスのデジタル化に向けては、市民や事業者が「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」などの利用者目線で改善を行うことが重要です。デジタル・ガバメント実行計画における「サービス設計 12 箇条」等を参考に、一人ひとりの利用者の行動を踏まえたサービスの分析や設計を行い、より利用者のニーズにあったサービスを提供していきます。

また、利用者ニーズにあったサービスを迅速に提供するために、バックヤードにおける業務プロセス改革（BPR）もあわせて徹底を図ります。

なお、将来的には、デジタルファースト（個々の手続きがデジタル化で完結）、ワンスオンリー（一度提出した情報は再提出不要）、コネクテッド・ワンストップ（民間サービスとの連携を含め、複数手続きが1カ所で完結）など、デジタル化された行政サービスをワンストップで提供することを目指します。

#### ■サービス設計 12 箇条

- |      |                        |
|------|------------------------|
| 第1条  | 利用者のニーズから出発する          |
| 第2条  | 事実を詳細に把握する             |
| 第3条  | エンドツーエンドで考える           |
| 第4条  | 全ての関係者に気を配る            |
| 第5条  | サービスはシンプルにする           |
| 第6条  | デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める |
| 第7条  | 利用者の日常体験に溶け込む          |
| 第8条  | 自分で作りすぎない              |
| 第9条  | オープンにサービスを作る           |
| 第10条 | 何度も繰り返す                |
| 第11条 | 一遍にやらず、一貫してやる          |
| 第12条 | 情報システムではなくサービスを作る      |

出典：総務省「デジタル・ガバメント実行計画」

#### 方向性2：対面・書面を前提としない行政サービスへの転換

各種届出、申請などの行政手続については、提出書類の押印廃止や電子システム等を活

用してオンライン化を推進してきたところですが、電子申請の種類が少ないこともあり、窓口や郵送と比べて利用率が低い状況にあります。

そのため、今後は、電子申請が可能な手続きの種類を拡大することに加えて、更なる押印廃止等により書面を不要とすることや、キャッシュレス決済に対応することにより、市民、事業者が利用しやすい仕組みを導入していくことが重要です。

また、各種相談業務、電子契約、イベント説明会など、これまで対面で実施してきたサービスのデジタル化に向けた環境整備も併せて進めていきます。

### 方向性 3：情報セキュリティ対策の徹底

デジタル化を推進するにあたり、併せて重要なことがセキュリティ対策です。情報の改ざん、漏えい、不正使用などの様々なリスクから市民の大切なデータを守るために、情報セキュリティ対策を徹底していきます。

### 方向性 4：システム運用費用の削減に向けた取組

行政サービスの情報化に伴い、本市が運用・管理するシステム（費用）は年々増加しています。今後も、システムの標準化への対応における一時経費や、各種行政サービスのデジタル化等によって運用経費は増加傾向にあることから、クラウドサービスの利用や徹底した業務プロセスの見直しを進めながら費用の抑制、適正化に向けた取組を行っていきます。

### 方向性 5：多様な主体との連携に向けたデータ活用の推進

本市においても、少子高齢化の進展により人口減少社会への転換が見込まれています。来るべき将来に向けては、AI 等の新たな ICT を活用し、行政サービスの向上や行財政運営の効率化を推進することが必要です。

さらに、自治体等に集積するデータの利活用は、高度先端技術等の活用により新たな価値・サービスの向上や超少子高齢化が抱える諸課題の解決が期待されており、そのためには、データのオープン化やデータ活用に向けた基盤づくりなどの環境整備が重要となるため、本市や民間が所有しているデータ活用推進に向けた取組を推進する必要があります。

### 方向性 6：誰もがデジタル化の恩恵を受けることができる社会の構築

国は、デジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げて取組を進めています。

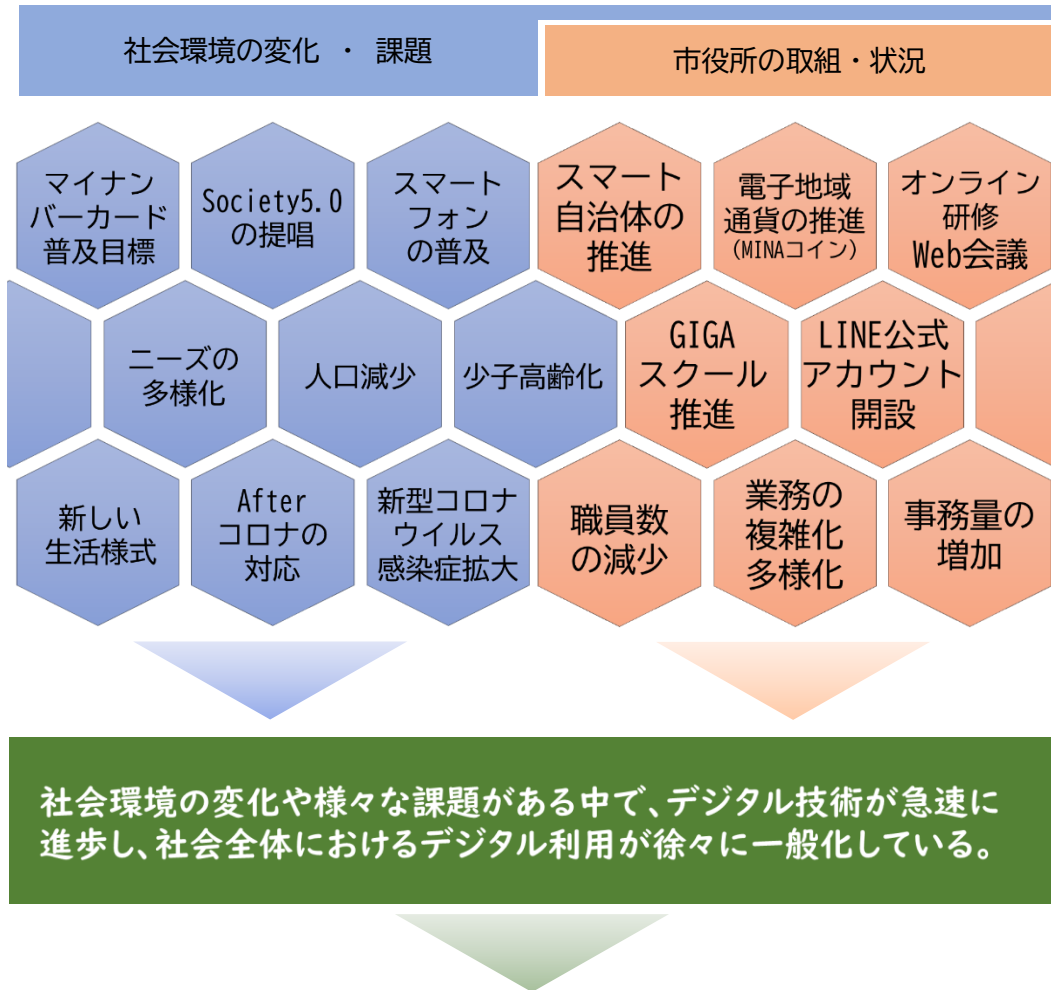
そのため、本市においても、行政サービスのデジタル化を進めるにあたって、誰もがデジタル化の恩恵を受けることができるよう、「デジタルデバインド（情報格差）対策」を強化していく必要があります。

## 2 なぜ今、南島原市にDXが必要なのか

DX推進基本方針策定の背景と目的…

社会や国等の動向…

南島原市のこれまでの取組…



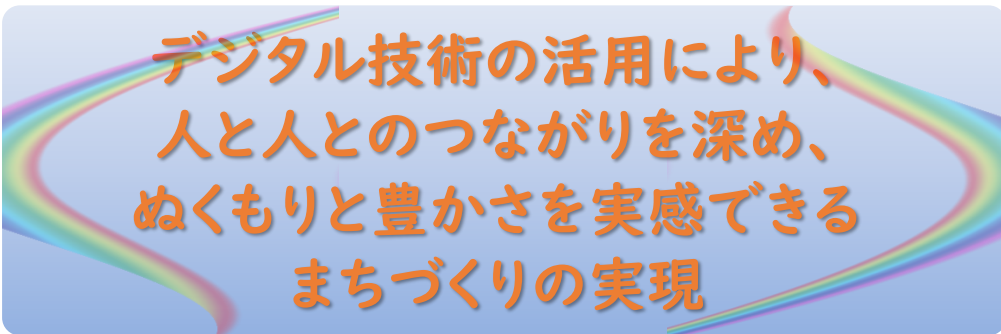
**今が、DXによる課題解決と新たな取組に挑むタイミング**

### 3 目指す姿

DX（デジタル・トランスフォーメーション）は、国と地方自治体のデジタル変革を通して、人々が距離や時間、場所といった物理的制約を超えて様々なサービスを楽しむことができ、人々の多様な幸せの実現を目指すものです。

また、人口減少と少子高齢化による社会的な環境変化やスマート自治体への転換、新型コロナウイルス感染症対策に係る「新しい日常」に対応しながら市民サービスの更なる向上と業務の効率化を推進するためには、業務プロセスを徹底的に見直しながら、「市民本位」、「地域本位」の視点によりデジタル技術とデータを活用した市民サービスの向上と業務改革を進めていく必要があります。

更に、第Ⅱ期総合計画基本構想に掲げる将来像「住み続けたい 住んでみたいまち みなみしまばら」の実現を図るため、本市の DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進に向けて、目指す姿を次のとおりとします。



デジタル技術の活用により、  
人と人とのつながりを深め、  
ぬくもりと豊かさを実感できる  
まちづくりの実現

### 4 施策の柱

本市における DX の推進に向けては、社会環境の変化及び本市における課題認識、並びに自治体 DX 推進計画等を踏まえて、次の3つの考え方を施策の柱として推進します。

1 社会（暮らし）のデジタル化の推進

2 行政内部のデジタル化の推進

3 情報セキュリティの確保

**(施策の柱 1) 社会(暮らし)のデジタル化の推進**

市民・行政・事業者がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携・協力し、地域社会のデジタル化を推進することで、新たな価値の創出や市民の生活の質の向上に繋がっていきます。

また、あらゆる世代がデジタル化によるメリットを享受できるよう、「誰一人取り残さない、デジタル社会の実現」を念頭に、子育て世代や高齢者に優しく負担の少ない地域社会、若い世代が自己実現できる地域社会を目指していきます。

**(施策の柱 2) 行政内部のデジタル化の推進**

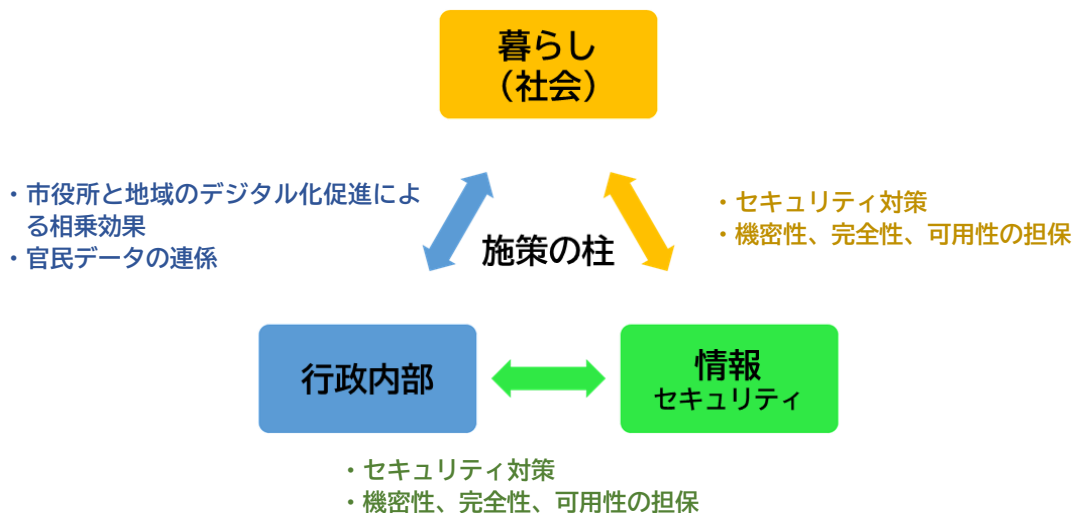
自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源をサービスの更なる向上へ繋げ、地域社会のデジタル化に取り組みます。

**(施策の柱 3) 情報セキュリティの確保**

行政が管理する情報には、行政運営上の重要な情報のみならず、市民の個人情報が集積されています。こうした情報を様々な脅威から防御することは、市民の生命、財産、プライバシー等を守るため、また、情報処理業務の安定的な運営のために必要不可欠なことです。

本市においても、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、本市の情報セキュリティの見直しを行うとともに、機密性・完全性・可用性を担保しつつ、効率性・利便性を向上させた新しい情報セキュリティ対策を検討します。

## ■南島原市 DX の推進に向けた施策の柱(イメージ図)





## 5 着眼点

本市 DX の推進にあたっては、市職員が一丸となって推進するという強い意識を組織全体で共有することが重要です。そこで、市組織全体へ浸透させるべき重要な着眼点（＝心がけること）として、以下の事項を全職員で共有し、常に意識して各取組を進めていくこととします。

### 着眼点① まずは着手する

新たなコストをかけずに実行できることは、直ぐに着手します。

### 着眼点② 課題解決のためのデジタル化

デジタル化が目的ではなく、「それによって何をしたいのか」、「どんな課題を解決するのが最も重要なのか」など、課題の本質を見極めます。

### 着眼点③ 市民（利用者）目線で考える

行政の業務は市民のためにあることを念頭に、南島原市が市民の豊かな暮らしのために、どのような価値を提供できるかを常に広い視野で考え、変革を進めていきます。

また、表面化したニーズに留まらず、潜在的なニーズについても分析し、より良いサービスの提供に活かします。

### 着眼点④ 最善策を追い求めるため、積極的に情報を収集する

他自治体や民間企業等から広く情報収集を行い、課題の解決のための様々な可能性を検討します。また、収集した情報を参考に将来的に業務効率の向上が見込めるものは、これまでの慣習や仕事の仕方を積極的に見直し、変革を進めていきます。

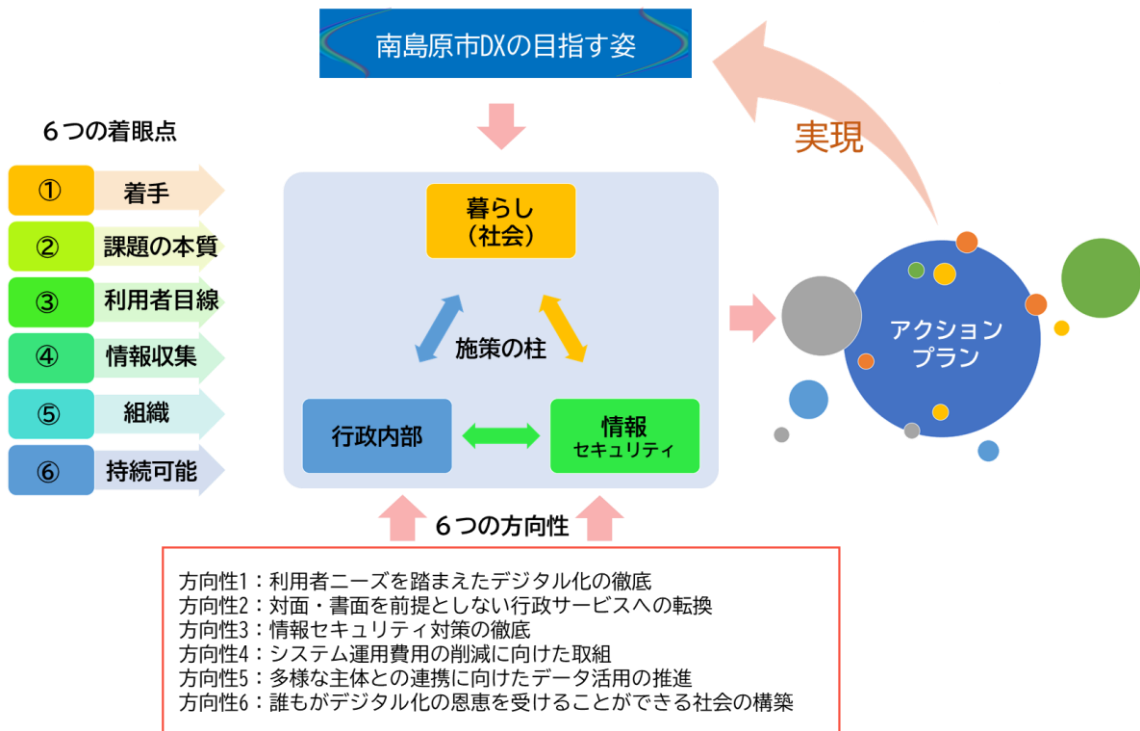
### 着眼点⑤ 組織横断的に、組織を超えて協働する

組織横断的な取組を行うことはもとより、地域団体や他自治体との連携の可能性を模索するとともに、目的達成のために地域の全体適正を考慮して協働します。

### 着眼点⑥ 持続可能な未来を見据える

持続可能で魅力的なまちであり続けるために、将来の南島原市のあり方を見据えた人材育成と環境への配慮を心掛けた変革を進めます。

■南島原市DX推進基本方針の全体像(イメージ図)



## 用語解説

### 五十音順

#### ■ インフラ

情報システムや通信ネットワークを動かすための基盤となる機器やソフトウェア・通信回線。

#### ■ エンドツーエンド

End to End

通信を行う経路全体。

#### ■ オープン化

「システムのオープン化」は、独自の規格で稼働しているホストコンピューターから、業界の標準規格 (Windows や Linux) で稼働しているコンピューターへ移行すること。「データのオープン化」とは、庁内にあるデータをオープンデータにすること。

#### ■ オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用 (加工、編集、再配布等) できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

#### ■ オンライン

コンピューターやスマートフォン・タブレット端末等の機器が通信回線を通じてネットワークに繋がった状態のこと。

#### ■ オンライン会議

ネットワークを通じて遠隔拠点の人と映像・音声のやり取りや資料の共有を行うこと。「Web 会議」ともいう。

#### ■ 官民データ活用推進基本法

官民のデータ利活用推進を法制度の面から担保するもので、国に官民データ活用推進基本計画の策定を義務付けるとともに、行政手続のオンライン化を促し、データ流通のルール作り等の考え方を示した法律。平成 28 (2016) 年 12 月に施行された。

#### ■ 基幹系情報システム

住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム。

#### ■ キャッシュレス

お札や硬貨といった現金 (=キャッシュ) を使わずに、お店での買い物やお金のやり取りができる

こと。

#### ■ 行政サービス

国や地方公共団体などが、国民や住民に提供する、福祉、子育て支援、ゴミ処理、公共施設運営、住民登録などのサービス全般を指す。

#### ■ 業務システム

特定の業務遂行のために使用される情報システム。

#### ■ クラウド

クラウドコンピューティングの略。データサービスやインターネット技術が、ネットワーク上にあるサーバー群(クラウド《雲》)にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピューターでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要なときに必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピューター・ネットワークの利用形態。

#### ■ クラウド・バイ・デフォルト

情報システムにおいて、クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うこと。

#### ■ 公的個人認証

オンライン(=インターネットを通じて)で申請や届出といった行政手続などやインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人認証の手段。

#### ■ コミュニケーションツール

組織内での円滑な情報連絡・情報共有を目的として使用されるソフトウェア。組織内で使用される SNS、掲示板、チャット、メール、ファイル共有、通話などの機能を備えていることが多い。

#### ■ 自治体戦略 2040 構想研究会

2040 年にかけて迫り来る我が国の内政上の危機を明らかにし、共通認識とした上で、危機を乗り越えるために必要となる新たな施策(アプリケーション 1)の開発とその施策を最大限発揮できるようにするため自治体行政(OS2)の書き換えを構想する研究会。

#### ■ 情報セキュリティ

情報の機密性、完全性、可用性を確保すること。機密性とは、ある情報へのアクセスを認められた人だけが、その情報にアクセスできる状態を確保すること。完全性とは、情報が破壊、改ざん、または消去されていない状態を確保すること。可用性とは、情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### ■ 情報セキュリティポリシー

組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。情報セキュリティポリシーには、規定といった組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などを具体的に記載するのが一般的。

#### ■ 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

政府の IT 戦略であり、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、

安全で安心な暮らしの豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策を取りまとめたもの。

#### ■ タブレット

軽量のコンピューター製品のひとつで、薄い板状の形態をしており、片側全体がタッチパネルの液晶画面になっている。無線 LAN や移動通信網によりインターネットなどの利用ができる。

#### ■ チャット

インターネットなどのネットワーク上で利用されるサービスのひとつで、複数の利用者がリアルタイムにメッセージを送信するためのシステム。

#### ■ データセンター

サーバーを設置するために、高度な安全性等を確保して設計された専用の建物・施設のこと。サーバーを安定して稼働させるために、無停電電源設備、防火・消火設備、地震対策設備等を備え、ID カード等による入退室管理などでセキュリティが確保されている。

#### ■ デジタル化

「アナログ」(連続的な値)を「デジタル」(0 か 1 の離散的な値)に変えること。ひいては、デジタルデータやその利用技術を応用し、業務プロセスを効率化するなど、新しいサービスを創出すること。

#### ■ デジタル・ガバメント実行計画

官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画。

#### ■ デジタル技術

デジタルデータを加工・利用・交換する技術。

#### ■ デジタルサービス

デジタルデータやデジタル技術を利用して提供される、動画配信・ショッピングなどのサービス。

#### ■ デジタル社会形成基本法

令和 3(2021)年 9 月に施行された、デジタル社会の形成に関して基本理念や基本方針、国・自治体・事業者の責務などについて定めた法律。

#### ■ デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

令和 2(2020)年 12 月に策定され、デジタル社会の未来像、IT 基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方などについて、政府としての方針を示すもの。

#### ■ デジタル庁

令和 3(2021)年 9 月に設立された、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とする政府機関。

#### ■ デジタル手続法

令和元(2019)年 12 月に施行された、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上

や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定めた法律。

#### ■ デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

#### ■ デジタル・トランスフォーメーション (DX)

デジタル技術とデータを活用した市民サービス向上と業務改革のこと。

Transformation の Trans には交差するという意味があり、交差を一文字で表す「X」が用いられ、「DX」という略語となった。

#### ■ テレワーク

情報通信技術を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。勤務場所により、大きく、(Ⅰ)在宅勤務、(Ⅱ)モバイルワーク、(Ⅲ)サテライトオフィス勤務に分けられる。

#### ■ 電子申請

現在紙によって行っている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や職場のパソコンを使って行えるようにするもの。

#### ■ 動画配信

インターネットや移動通信網などを通じ、パソコンやスマートフォンなどにより動画を視聴できるようにするサービスのこと。

#### ■ 二次利用

元のデータを引用・転載・複製するなどして利用すること。

#### ■ バックヤード

通常市民や来客が立ち入らない、あるいは市民や来客から見えない場所のこと。

#### ■ 光ファイバー

石英やプラスチックで形成される、情報を伝えるための細い線。光により情報を伝えるため、銅線などよりも伝えられる情報量が多い。

#### ■ ぴったりサービス

マイナンバーカードのマイキー部分 (IC チップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけではなく、民間でも利用できるもの) を利用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤をマイキープラットフォームと呼び、これを利用して行政の効率化や地域経済の活性化に繋がる具体的道筋を明らかにするもの。

#### ■ 標準化

最適な手順で業務を進めることができるように、業務の流れやルールを決めること。

#### ■ ペーパーレス

紙で作成・保存していた文書や資料をデジタルデータに変えて、紙の使用量を減らすこと。

#### ■ ホストコンピューター



企業の独自技術によって構成された大型コンピューター。

#### ■ マイナポータル

マイナンバーに基づく本人情報や行政手続に関する情報等を確認できるほか、子育てサービスの検索や電子申請を可能とする政府が提供するオンラインサービス。

#### ■ マイナンバー

住民票を有する全ての方に1人1つの番号をお知らせして、行政の効率化、国民の利便性を高める制度。

#### ■ マイナンバーカード

住民の皆様からの申請により無料で交付されるプラスチック製のカード。カードの表面には御本人の顔写真と指名、住所、生年月日、性別が記載されており、本人確認のための本人確認書類として使用できる。また、カードの裏面にはマイナンバーが記載されているので、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続を行う際の番号確認に利用できる。

#### ■ マネジメント体制

DX 推進に向けた施策や事業が円滑に運営されるよう、経営資源の配分や意思決定を行う体制のこと。

#### ■ 無線 LAN

電波でデータの送受信を行う構内通信網 (LAN: Local Area Network) のこと。LAN とは、事業所内や家庭内などでパソコンやプリンターなどをつないで、データをやり取りできるようにしたネットワークのこと。ケーブルの代わりに無線通信を行うのが無線 LAN。

#### ■ ワンストップ

一度の手続で必要とする関連作業を全て完了できること。

## アルファベット順

#### ■ AI

Artificial Intelligence の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと。

#### ■ BPR (業務プロセス改革)

Business Process Re-engineering の略。既存の業務内容や業務フローを全面的に見直し、再設計 (リエンジニアリング) すること。

#### ■ CIO

Chief Information Officer の略。情報戦略における、組織の最高責任者のこと。

#### ■ CIO 補佐官

CIO 及び情報システム管理担当者などに対して助言・支援を行う者のこと。

#### ■ GIGA スクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要

とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想。

#### ■ ICT

Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

#### ■ IoT

Internet of Things の略。モノのインターネット。PC やスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットで繋がること。

#### ■ NPO

Non-Profit Organization または Not-for-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

#### ■ RPA

Robotics Process Automation の略。定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

#### ■ SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。

#### ■ SNS

Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

#### ■ Society5.0

狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

